54　法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
四　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。第三条第五十九項第四号、第四条第五十三項第四号及び第五条第五十九項第四号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［五・六　略］
55～58　［略］
（法別表第三の総務省令で定める事務）
第三条　［略］
［2～7　略］
8　法別表第三の三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
9～20　［略］
21　法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　略］
二　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

52　同上
［一～三　同上］
四　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号。第三条第五十五項第四号、第四条第四十九項第四号及び第五条第五十六項第四号において「平成八年改正法」という。）による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［五・六　同上］
53～56　［同上］
（法別表第三の総務省令で定める事務）
第三条　［同上］
［2～7　同上］
［新設］

8～19　［同上］
20　［同上］

［一　同上］
［新設］

三　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
四　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
五　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六～十三　［略］
22～28　［略］
29　法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
三　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
四　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
30　法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　略］
31　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
32　法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
33　法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
34　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］

［新設］

［新設］

二～九　［同上］
21～27　［同上］
［新設］

28　法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　同上］
29　法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
30　法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
31　法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
32　法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］